

多良間村ヤシガニ（マクガン）保護条例

（目的）

第1条 この条例は、乱獲による絶滅を防止することにより、多良間村の豊かな自然の象徴でもあるヤシガニを、有用な資源として将来にわたり持続的に活用するため保護することを目的とする。

（保護区の設定）

第2条 村長は、ヤシガニの生態を調査研究するための保護区を設定することができる。

2 何人も保護区内のヤシガニを採取してはならない。

（採取禁止期間及び採取禁止サイズ等）

第3条 ヤシガニは成長が極めて遅いため、乱獲による絶滅を防止し、良好な個体数を維持するため、採取禁止期間及び採取禁止サイズ等を定める。

2 7月1日から8月31日までの期間はヤシガニを採取してはならない。

3 甲の大きさが8センチメートル(1斤)以下のヤシガニは採取してはならない。

4 抱卵雌ヤシガニは採取してはならない。

（罰則）

第4条 この条例に違反した者に対して、村長は、10万円以下の罰金を科すことができる。

（その他必要な事項）

第5条 その他必要な事項は、規則でこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。